

地方公共団体財政健全化法

平成19年6月22日に「地方公

共団体の財政の健全化に関する法律」が公布された。

多額な財政赤字を抱えて破綻し

た北海道夕張市のようなケースを未然に防ぐことが目的。財政破綻に陥る以前から、その予算措置を講じて財政の建て直しを図るための法律です。

自治体の財政状況をチェックす

るには、客観的な数値を把握する必要がある。平成20年度の決算から適用されるこの法律では、4種類の指標で財政を判定する。

一、実質赤字比率

市町村一般会計、特別会計における赤字の割合

11.25以上イエロー、当町平成18年度マイナス8.3

(以下当町数値平成18年度。実質収支比率とは違い、赤字比率なのでマイナスの方がいい。)

二、連結実質赤字比率

一般会計の他に特別会計、公営事業会計も合計した赤字の割合

16.25以上からイエロー、当町はマイナス13.5

三、実質公債費比率

自治体の収入に対する借金返済の割合。二、その他に一部事務組合・広域連合も含まれる。

がレッド。当町は10.6%

四、将来負担比率

将来負担すべき実質的な負債の合計で、三、その他に地方公社・第三セクターも含まれる

350%以上からイエロー、当町は、22.5%

ただし、数値の算出方法については、最終的な数式が出ていないということで、概ねの数値を算出したしました。

基本的には、4指標を見る限り、当町は大きな問題があるわけではないが、今後、町の総合計画と財政フレームをリンクさせて、計画的な予算の執行が求められると思う。平成19年度の決算からこの指標について監査委員の審査を経て議会への報告や、徹底した情報開示も義務づけられている。議会の責任も益々増していく。



4月25日財政健全化セミナーで
講演する多摩住民自治研究所
：大和田一紘先生